

林業労働力対策事業実施要領

(趣旨)

第1条 一般財団法人長野県林業労働財団（以下「財団」という。）業務細則（以下「細則」という。）に基づいて行なう当該助成事業は、この要領により実施する。

(助成対象及び助成基準)

第2条 林業労働力対策事業の助成対象及び助成基準は、次表のとおりとする。

区分	事業実施主体	助成対象区分	助成事業の対象となる者	助成基準等
資格受講費用の助成	林業事業体	林業事業体が林業技能職員を対象に行う伐木造材特別教育及び刈払機安全衛生教育の受講費用	次のすべての条件を満たす者 ① 長野県内に居住する林業技能職員であること ② 助成対象年度における新規就労者に係る経費であること ③ 林業事業体と雇用契約を締結していること	下記規程及び別表1のとおり

(助成対象期間)

第3条 令和3年度における助成の対象期間は、次のとおりとする。

5月31日から1月31日までとする。

ただし、助成は先着順とし、当該年度の予算に達した場合は打ち切りとする。

※先着とは、財団に郵送にて実績報告書が到達時点をいう。

(受講機関)

第4条 長野労働局長登録教習機関を対象とする。

(助成対象経費)

第5条

- 1 助成の対象は、受講機関からの取得に係る請求費用の範囲内として、所属等で負担する日当や旅費等の経費は対象としない。
- 2 他の団体（国等）から助成等を受けた場合は、対象としない。

(実績報告)

第6条

- 1 林業事業体は、事業が完了した場合、速やかに様式第1号による実績報告書を提出するものとし、期限は2月15日とする。
- 2 添付書類は、別表1によるものとする。

(助成金の額の確定)

第7条 理事長は、実績報告書の内容を審査し、予算の範囲内において額の確定を行うものとする。

(助成金交付請求書)

第8条 林業事業体は、理事長から助成金の額の確定の通知があった場合、速やかに様式第2号による助成金交付請求書を提出するものとする。

(証拠書類の保存)

第9条 林業事業体は、助成事業に関する証拠書類等を実施した翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(助成金の支出方法)

第10条 助成金の支出方法は原則として、口座振込みとする。

(委 任)

第11条 この業務細則に定めるもののほか、必要な事項は理事長が決定する。

附 則

この業務細則は、令和3年8月23日から施行する。

(別表1)

助成区分	実績報告書	助成金額
伐木造材特別教育 及び刈払機安全衛 生教育の受講費用	・雇用契約書の写し ・受講機関発行の修了書等の写し ・林業事業体名が記載された受講機関が発行した領 収書等	・伐木造材：上限21,000円 ・刈払い機：上限9,000円 ※ただし、消費税は助成の対 象から除く。

(参考)

長野県林業労働財団助成事業の流れ

提出書類の流れ				提出期限	備考
事業の実施	労働財団	→	事業体		第3条の期間
実績報告書 (様式第1号)	事業体	→	労働財団	2月中旬まで	
実績調査	労働財団	→	事業体	2月中旬～下旬	
額の確定	労働財団	→	事業体	3月上旬	
助成金交付請求書 (様式第2号)	事業体	→	労働財団	3月上旬	
助成金の支払い	労働財団	→	事業体	3月中旬	